

入札説明書

県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式の調達に係る入札（以下「入札」という。）の実施については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 入札に関する事項

- (1) 件名 兵庫県立ものづくり大学校建築コース用パーソナルコンピュータシステム導入整備一式
- (2) 品目及び数量 別添仕様書のとおり
- (3) 調達物品の規格、品質、性能等 別添仕様書のとおり
- (4) 調達物品の条件等 別添仕様書のとおり
- (5) 納入期限 令和9年3月31日（水）
- (6) 納入場所 兵庫県立ものづくり大学校
姫路市市之郷1001番地1 教室棟5F 建築コース用PC実習室

2 一般競争入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たし、契約担当者による一般競争入札参加資格の確認を受けた者であること。

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿（以下「名簿」という。）に登録されている者であること。

ただし、名簿に登録されていない者で入札を希望する者は、所定の物品関係入札参加資格審査申請書に関係書類を添えて下記申請場所へ持参し、開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。

・申請場所 兵庫県出納局物品管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争入札参加資格確認申請書（別紙様式第2号。以下「入札参加申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 兵庫県内に事業所を有する者であること。県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者は、参加申込時に「兵庫県内に有する事業所等に関する申告書」を提出すること。

3 入札参加の申込み

本件の入札参加を希望する者は、次に従い、申込書に関係書類を添えて提出し、入札参加資格の確認を受けること。

(1) 提出書類

ア 入札参加申込書（別添様式第2号）を作成のうえ、(2)の提出場所に直接持参すること。

イ 前記2(1)の事実を確認するため、県が登録時に送付した「物品関係参加資格審査結果通知書」の写しを入札参加申込書に添付すること。

ウ 兵庫県内に有する事業所等に関する申告書（県の入札参加資格者名簿の「取引を希望する支店・営業所等」に兵庫県内の事業所を登録していない者）

(2) 提出期間

令和8年9月7日(月)から9月11日(金)まで(土曜日、日曜日及び休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 提出場所

兵庫県立ものづくり大学校 総務企画課

姫路市市之郷1001番地1

(4) 提出方法

(3)の場所へ直接提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書郵便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書郵便事業者による同条第2項に規定する信書便(以下「郵送等」という。)による提出については、令和8年9月11日(金)午後5時までに前記(3)の場所に必着のこと。

(5) 一般競争入札参加資格の確認

ア 一般競争入札参加資格の確認基準日は、前記(2)の最終日とする。

イ 申込者の一般競争入札参加資格の有無については、提出のあった申込書及び関係書類に基づいて確認し、その結果を令和8年9月16日(水)までに申込者に一般競争入札参加資格確認通知書(以下「確認通知書」という。)により通知する。

については、返信用封筒(定型長3)を入札参加申込書に添えて提出すること。

返信用封筒には110円切手を貼付し、返信先の住所、宛名を記載しておくこと。

(6) その他

ア 入札参加申込書、関係書類の作成及び提出に係る費用は、申込者の負担とする。

イ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、一般競争入札参加資格の確認以外には、申込者に無断で使用しない。

ウ 提出された入札参加申込書及び関係書類は、返却しない。

エ 入札参加申込書の提出期限日の翌日以降は、入札参加申込書並びに関係書類の差し替え又は再提出は認めない。

4 仕様確認について

(1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする物品の仕様書との適合性について、次により必ず確認を受けること。

ア 受付期間

令和8年9月7日(月)から同年9月11日(金)まで(土曜、日曜及び祝日等、兵庫県の休日を定める条例(平成元年兵庫県条例第15号)に定める県の休日を除く。)

午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 受付場所

前期3(3)に同じ。

ウ 提出書類

仕様確認申込書(別添様式)及び仕様を満たしていることを確認できるカタログ等。(カタログ等には、すみやかに仕様確認ができるよう付箋、マーカー等を付けておくこと。)

エ 提出方法

前期3(3)の場所へ直接提出すること。ただし、郵便(書留郵便に限る。)

又は郵送等による提出については、令和8年9月11日(金)午後5時までに前記3(3)の場所に必着のこと。

オ 確認の結果

令和8年9月16日(水)までに通知する。

(2) 入札者は、入開札の前日までの間において、契約担当者から前記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。

(3) 入札者は、前記(1)オで認められた物品で入札すること。

5 仕様書等に関する質問（必要に応じて実施する。）

（１）仕様書等交付書類に関して質問がある場合は、次により質問書（別紙質問回答様式）を提出すること。

ア 受付期間

令和８年９月７日（月）から令和８年９月１１日（金）（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

イ 受付場所

前期３（３）に同じ

ウ 提出の方法

受付場所へ持参すること。

（２）回答書は、令和８年９月１６日（水）までに入札参加者に書面（メール、ＦＡＸ等）により通知する。

6 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

7 契約条項を示す場所、日時

（１）兵庫県立ものづくり大学校 総務企画課

令和８年９月７日（月）から９月１１日（金）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）

午前９時から午後５時まで（正午から午後１時までを除く。）

8 入札・開札の場所及び日時

（１）場所 兵庫県立ものづくり大学校 教室棟３階 ３０１会議室

姫路市市之郷１００１番地１

（２）日時 令和８年９月２５日（金）午前１１時００分

（３）前記３（５）イの一般競争入札参加資格確認通知書の写しを当日持参すること。

9 入札書の提出方法

入札書は、入札日時に入札箱へ投入すること。

ただし、郵便（書留郵便に限る。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成１４年法律第９９条）第２条第６項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第９項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第２項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものとして知事が定めるもの（以下「書留郵便等」という。）による入札の場合は二重封筒とし、中封筒に入れて密封の上、その封皮にそれぞれ「初度札」・「再度入札（２回目）」・「入札辞退書」（当初又は途中で辞退する場合）の区別を記入し、あて名及び入札物件名等を記入し、令和８年９月２４日（木）午後５時までに前記３（１）の場所に必着すること。

ただし、名簿に登録されていない者で前記２（１）のただし書きの申請を行った者が、資格審査の終了前に入札書を提出した場合は、その者が入札の日時までに「一般競争入札に参加する者に必要な資格等（昭和４１年兵庫県告示第１４９号）」に基づく資格を有すると認められなければ受理できない。

10 入札書の作成方法

（１）入札書は日本語で記載し、金額については日本国通貨とし、アラビア数字で表示すること。

（２）入札書は所定の別紙様式によること。

（３）入札書の記載にあたっては、次の点に留意すること。

ア 品目は前記 1 (2) に示した品目とする。

イ 年月日は入札書の提出日とする。

ウ 入札者の氏名は、法人にあっては法人の名称又は商号及び代表者の氏名とする。

エ 代理人が入札する場合は、入札者の氏名並びに当該代理人の指名があること。

(4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。万一誤って記載したときは、新しい入札書を使用すること。

(5) 入札執行回数は、2 回を限度とする。

(6) 一度提出した入札書は、これを書換え、引換え又は撤回することはできない。

(7) 入札を希望しない場合には、辞退する旨を申し出ることにより、入札を辞退することができる。

1 1 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 以上の額を、令和 8 年 9 月 24 日（木）正午までに納入しなければならない。

ただし、次に掲げる場合は、入札保証金の全部または一部を免除することができる。

ア 保険会社との間に兵庫県契約担当者を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。

なお、保険期間は、本件入札の参加申込後で、令和 8 年 9 月 24 日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和 8 年 10 月 6 日（火）以降を終了日とすること。

入札保証金又は入札保証保険証書の保険金額が、契約希望金額（入札書記載金額の 100 分の 110）の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札は無効となるので注意すること。

（被保険者は「兵庫県立ものづくり大学校 大学校長 奥田 孝一」でお願いします。）

イ 兵庫県財務規則（昭和 39 年兵庫県財務規則第 31 号）第 84 条第 1 項第 3 号の規定（国（公社・公団を含む。）地方公共団体等との間における契約の締結及び履行の実績、経営の規模及び状況、その他の状況からその者が契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。）に該当する場合は、入札保証金を免除する場合がある。この適用を求める場合には、入札参加者は、別添「過去の契約実績に関する申出書」（以下「契約実績申出書」という。）を令和 8 年 9 月 11 日（金）午後 5 時までに提出すること。

提出があった申出書については、契約担当者が入札参加申込と併せて審査を行い、免除の可否を前記 3 (5) イに併せて通知する。

ウ 契約実績申出書「2 入札保証金の免除を受けたい入札保証金の額」欄に記載した金額が、契約希望金額の 100 分の 5 未満であるときは、当該入札者の入札は無効となるので注意すること。

(2) 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に契約担当者を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて提出すること。この場合の保険開始日は契約書締結日とし、終了日は納入期限日とすること。

1 2 開札

開札は、入札執行後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

1 3 無効とする入札

- (1) 前記2の一般競争入札参加資格がない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 一般競争入札参加資格のあることを確認された者であっても、入札時点において資格制限期間中にある者、指名停止中である者等前記2に掲げる一般競争入札参加資格のない者のした入札は無効とする。
- (3) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合は、その落札決定を取消す。

1 4 落札者の決定方法

- (1) 前記1の物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
 - (注) 予定価格には次の費用を含む。
 - ①入札物品の監督及び検査を受けるために要する費用
 - ②入札物品の納入に伴う包装、梱包及び輸送に要する費用
 - ③入札物品にかかる関税及びその他輸入課徴金の経費
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上ある場合は、くじによって落札者を決定することとし、落札者となるべき同価の入札をした者は、くじを引くことを辞退することはできない。

なお、入札書を郵送した者にあつては、立会人がくじを引くこととする。
- (3) 予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札をする。この場合において、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあつては直ちに、その他の場合にあつては別に定める日時において入札をする。
- (4) 再度の入札をしても、落札者がいないとき又は落札者が契約を結ばないときは、随意契約によることができる。随意契約を希望する場合は、直ちに見積書を提出すること。

1 5 入札に関する条件

- (1) 入札書は、所定の日時及び場所に持参又は郵送すること。
- (2) 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに納付されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が本件入札の参加申込後で、令和8年9月24日（木）以前の任意の日を開始日とし、令和8年10月6日（火）以降の任意の日を終了日とする。
- (3) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- (4) 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- (5) 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名等があり、入札内容が分明であること。

件名、納入場所、入札金額、日付、住所、商号又は名称、代表者氏名、代理人の場合は代理人氏名、電話番号電子メールアドレス、課税事業者又は免税事業者の全ての項目が漏れなく記載されていること。
- (7) 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- (8) 入札開始前に確認通知書の写しを入札執行者に提出すること。
- (9) 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- (10) 入札書の押印廃止（委任状は押印必要）に伴い、入札会場にて顔写真付き公的書類（運転免許証等）の提示をいただくことにより本人確認を行いますので、本人確認ができない場合には、本人、代理人問わず入札参加を認めませんので注意すること。
- (11) 再度入札に参加できる者は、次のいずれかの者であること。
 - ア 初度の入札に参加して有効な入札をした者

イ 初度の入札において、（１）から（９）までの条件に違反し無効となった入札者のうち（１）、（４）又は（５）に違反して無効となった者以外の者

1 6 入札の中止等及びこれによる損害に関する事項

天災その他やむを得ない理由により入札の執行を行うことができないときは、これを中止する。また、入札参加者の連合の疑い、不正不隠行動をなす等により入札を公正に執行できないと認められるとき、又は競争の実益がないと認められるときは、入札を取り消すことがある。これらの場合における損害は、入札者の負担とする。

1 7 契約書の作成

- （１）落札者は、契約担当者から交付された契約書に記名押印し、落札決定の日から７日以内に契約担当者に提出しなければならない。
- （２）落札者が（１）の期間内に契約を締結しないときは、原則として落札決定を取り消す。
- （３）契約書は２通作成し、双方各１通保有する。
- （４）契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とする。ただし、契約書用紙は交付する。
- （５）落札決定後、契約締結までの間に落札した者が入札参加の資格制限又は指名停止を受けた場合は、契約を締結しない。

1 8 監督及び検査

監督及び検査は、契約条項の定めるところにより行う。
なお、検査の実施場所は、指定する日本国内の場所とする。

1 9 その他注意事項

- （１）申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者は、県の指名停止基準により指名停止される。
- （２）入札参加者は、刑法、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律等関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り、いやくも県民の信頼を失うことのないよう努めること。
- （３）契約金額 200 万円を超える場合、契約候補者が暴力団もしくは暴力団員の統制する下にある者等の統制下でない者であること及び最低賃金額以上の賃金支払いをはじめ労働関係法令を遵守し、業務に関わる労働者の適正な労働条件を確保することについて、誓約する書類の提出を求める。

2 0 調達事務担当部局

〒 6 7 0 - 0 9 4 3

兵庫県姫路市市之郷 1 0 0 1 番地 1

兵庫県立ものづくり大学校 総務企画課 担当者 山下

電話番号：（０７９）２４０－７０７７

F A X：（０７９）２８１－６６２６

メールアドレス：mono-dai@pref.hyogo.lg.jp